

トヨタ財団 2015 年度国内助成プログラム

(東日本大震災特定課題)

「入居者自らの力による復興公営住宅におけるコミュニティづくりを目指して」

募 集 要 項

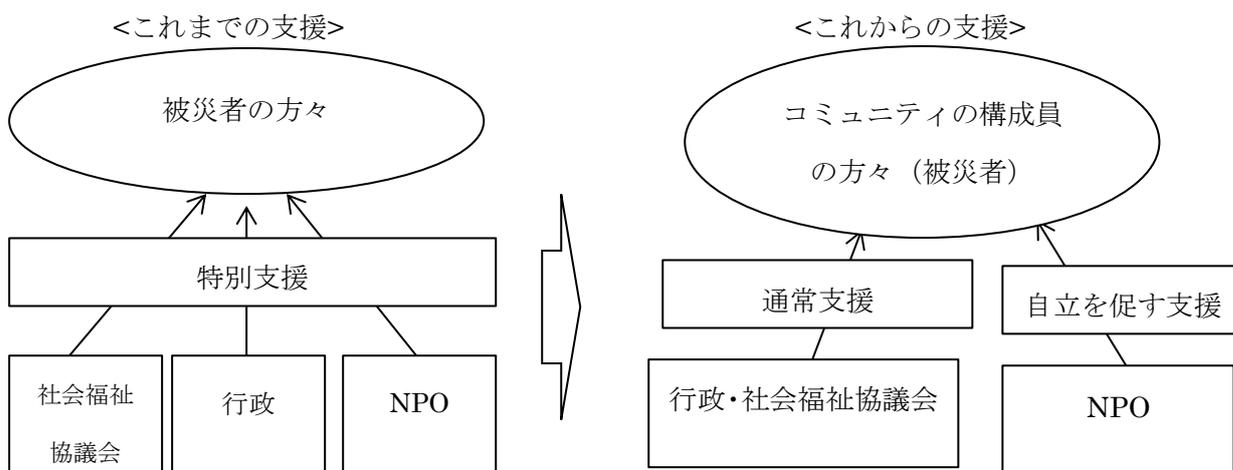
助成金の枠組み、応募期間、応募方法、審査方法についての概要

助成金総額	3000 万円
1 件当たりの助成金額	上限 1000 万円
応募期間	11 月 2 日(月)～27 日(金)15:00
応募方法	トヨタ財団のホームページから
審査方法	外部有識者による選考委員会

I. プログラムの狙い・助成対象となる活動

(1) プログラムの狙い

東日本大震災発災から4年半以上が経過いたしました。被災から仮設住宅を経て、現在、復興公営住宅－災害公営住宅とも呼ばれます－への被災者の方々の入居が進んでいます。それに伴い、これまで、周囲からの支援によって支えられてきた被災者の方々が、地元コミュニティの重要な担い手として、自立し、そして積極的な役割を果たすべき分水嶺となる時期がやってまいりました。併せて、これまで被災者の方々を支えてきた支援団体も、一方的な支援を行う段階から、復興公営住宅に入居された方々の自立を促す支援へのステップアップを行うことが望まれます。今回のプログラムでは、復興公営住宅入居者の方々が、地元コミュニティの重要な担い手として、自立し、そして積極的な役割を果たすことへ向けた支援について、先導事例づくりとその発信を狙います。このイメージは次の通りです。



(2) 対象となる活動

この助成プログラムでは、上で述べたような、入居者自らのコミュニティづくりへ向けて外部支援団体と入居者の方々の協力に関する、次のような3つの部分から成るひとまとまりの活動に対して助成を行います。

イ. 入居者自らによる復興公営住宅におけるコミュニティづくり

- ・ 入居者による自発的・自立的な自治会活動―集会所を利用したイベント、植栽や清掃などによる復興公営住宅の美化、交流のためのベンチ、テーブルを敷地内に設置するなど―への補助金の拠出
- ・ 上の自治会活動の企画・立案・実施・フォローアップへの関与
- ・ 上の自治会活動のコンテストの実施による、自治会間の関係づくり 等

ロ. 行政との情報共有

- ・ 上記の活動を定期的に行政との間に共有する
- ・ それと共に、復興公営住宅入居者と行政の間のコミュニケーションの重要性を認識してもらう
- ・ 入居者自らのコミュニティづくりについて、何を具体的になすべきかについての要点を絞り込んだ簡潔な提言を行政に対して提出する 等

ハ. 被災地で入居者自らのコミュニティづくりに関わるステークホルダーへの情報発信

- ・ 被災地の復興公営住宅で入居者自らのコミュニティづくりに関わる NPO、行政、社会福祉協議会に対して、その課題、方法論等について積極的に発信する

II. 助成対象団体の要件

この助成プログラムの助成対象団体の要件は次の通りです。両方を満たす必要があります。

- 岩手、宮城、福島の被災地での復興公営住宅への支援の経験を積んだ非営利法人
- 助成の対象となる、復興公営住宅におけるコミュニティづくりへの支援の経過、課題、対応策などを定期的に周囲に発信できる能力

III. 求められる成果

入居者自らの力による復興公営住宅におけるコミュニティづくりについての効果的な方法などを取りまとめた報告書の作成と、報告会を通じた周囲への提言・発信

IV. 予算について

予算として認められる費用の例

- ・ 委託費―復興公営住宅におけるコミュニティづくりへの補助金―⇒助成金総額の30%を上限とする

- ・ 上記の活動に従事する担当者の人件費⇒助成金総額の 50%を上限とする
- ・ 助言者やアルバイト等の謝金
- ・ 借料・水道光熱費
- ・ 移動費－復興公営住宅、支援機関を回る際に要する経費など－
- ・ 通信・運搬費
- ・ 消耗品費
- ・ 機械・器具・備品費
- ・ 会議費
- ・ 印刷・製本費
- ・ その他諸経費

(2) 予算として認められない費用の例

- ・ 飲食費
- ・ 助成対象企画にかかわらない人件費、物件費などの間接費用

V. 助成決定後に関する留意点

- ・ 助成対象となるプロジェクトの代表者は、当財団と覚書を取り交わした上で、その内容に基づいてプロジェクトを実施することとなります。
- ・ 当財団のプログラム・オフィサーが、プロジェクトの活動の現場を訪問し、その進捗状況や見通しなどについて相談、調整を行います。
- ・ 助成対象となるプロジェクトの代表者や主なメンバーには、東日本大震災復興支援、特に復興公営住宅への支援に関連する当財団主催のワークショップやシンポジウムなどで、プロジェクトの進捗状況や、結果の見通しなどについて報告していただくことがあります。
- ・ 助成対象となるプロジェクトの代表者や主なメンバーには、当財団に対し、所定の期日までに会計報告や「経過報告書」、「実施報告書」等（所定書式）をご提出いただきます。

●企画書内の個人情報、選考・統計資料作成、応募者への連絡等事務作業に使用します。法令で認める場合を除き、応募者の同意なく上記目的以外に使用することはありません。

<お問い合わせ先>

〒163-0437

東京都新宿区西新宿 2 丁目 1 番 1 号 新宿三井ビル 37 階 私書箱 236 号

公益財団法人トヨタ財団 東日本大震災特定課題担当 本多

TEL 03-3344-1701 FAX 03-3342-6911